

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時  
平成30年12月13日（木曜日）  
午後1時38分開会、午後2時23分散会
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、  
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記
- 6 説明のために出席した者  
教育委員会  
高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、  
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、  
永井教職員課総括課長、梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、  
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、  
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、  
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
教育委員会関係審査  
(議 案)  
(1) 議案第53号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第5号）  
第1条第2項第1表中  
歳出 第10款  
(2) 議案第54号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め  
ることにし議決を求めることについて
- 9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程のとおり議案2件について審査を行います。

議案第53号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出、第10款及び議案第54号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 それでは、議案第53号の予算議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第54号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、後ほど担当の総括課長から御説明を申し上げます。

それでは、まず議案第53号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第5号)についてでございますが、議案(その3)の3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、10款教育費、1項教育総務費につきまして55万円を増額しようとするものでございます。補正予算の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の4ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は県立学校教員の体罰に係る慰謝料請求訴訟につきまして、訴訟上の和解をするための損害賠償費用を補正しようとするものでございます。

補正予算の説明は以上でございますが、引き続き損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて、説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○永井教職員課総括課長 議案(その4)の1ページをお開き願います。議案第54号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料をごらんください。提案の趣旨でございますが、平成29年10月27日、岩手県立平舘高等学校の運動部の部活動用施設において、顧問の教員が部員に対し平手打ちをした後、威嚇する発言を行ったことにより同人を負傷させるとともに精神的苦痛を与えたことから、当該部員の親権者と損害賠償請求事件に係る和解をし、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めようとするものです。

損害賠償の額についてですが、原告側の訴訟における請求は慰謝料200万円、弁護士費用20万円の計220万円及びこれに対する遅延損害金の支払いであり、県としては体罰及び傷害事実を認め、誠実に対応することとしていたものです。

今般弁論手続終結後に裁判所から示された県が慰謝料50万円、弁護士費用5万円の計55

万円を支払うとする和解案の内容については、県側代理人弁護士と協議の上、他県の類似事案における和解金額例も踏まえ、妥当と判断し、当該和解案を受け入れるとしたものです。

なお、和解の内容については、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 今回の事件ですけれども、和解そのものについては反対するものではありませんで、このとおりでいいのだと思いますが、少しお聞きします。この先生は日常的に暴力行為を行われていたのかどうか、この日だけだったのか、そのことについてはどのように調査されているのかということをお聞きしたいと思っておりますし、他校に異動しているという話も聞いたわけでありまして、現在地で運動部の顧問として活動しているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○梅津県立学校人事課長 当該教諭ですけれども、体罰発覚後に県教育委員会において事情聴取をしましたが、それまで過去における体罰等は確認されておりません。この日、つかつとなってやってしまったということでございます。

それから、当該教諭ですが、本年4月にほかの学校に異動しております。異動先の学校では、運動部ではない部活動顧問を務めております。

○高橋孝眞委員 全然なくて、その日だけだったというのは突発的なことになるわけですが、だとすれば現在他の部なりの顧問をしているということについては問題があるのではないかと思うのです。やはり突発的にやる人というのはどこの部署にしようと突発的な行為が起きるわけでありまして、そういう点ではどうしていまだに顧問を認めているのかについてお聞きしたいと思います。

○梅津県立学校人事課長 当該教諭ですけれども、懲戒処分を受けましたので、1年間の事後研修を課して今行っております。事後研修の内容は、人権に関すること、生徒対応、生徒の接し方、面談の仕方、それから運動部の指導、授業のやり方等、さまざまな観点から当該行為において事後研修を行っております。その中で、アンガーマネジメント、生徒対応の仕方などを学んでおまして、全体の校務分掌や授業など、業務については真摯に取り組んでおまして、総合的に判断いたしまして、今運動部ではない部顧問を務めているところでございます。

○高橋孝眞委員 懲戒処分そのものにつきましては2カ月ということで、平成29年12月12日から研修をしているということですが、1年間の研修期間内に顧問につかせることについては非常に問題があるのではないかと思うわけですが、問題があるからこそ研修をしているのであって、研修が終わってから顧問にするというのであればまだわかる気がするのですが、異動したときから顧問になっているのですか。

○梅津県立学校人事課長 当該教諭ですけれども、停職後は一旦前任校といえますか、事

件を起こした前任校に戻って、そこから事後研修を始めておりますので、3月まで事後研修を終えた後に今所属している学校に異動して研修を引き続き行っているという状態です。

部活動顧問ですけれども、1人で担当しているわけではなくて、複数顧問で担当しております。ほかの顧問からの指導、助言、それから管理職からの指導、助言を得ながら、かつて体罰を起こした運動部とは別の、現在は運動部ではない顧問として、生徒に対してしっかりといろいろかかわりながらやっているところでございます。

○高橋孝眞委員 今告訴されている者、その人は一度多分研修を受けていると思うのです。そういう中で問題を起こしている顧問がいるわけでありますので、やはり1年間きっちり把握をして、管理者が管理をした上で顧問とするべきであると思うわけです。同じ運動部ではないからいいとか、同じ部だからいいというのは適當ではないと思います。いずれ注意をして対応していくべきだと思いますので、お願いいたします。

それから、これは慰謝料200万円ということなのですが、この慰謝料200万円の根拠について、相手方はどういう根拠で請求しているのかについて教えていただきたいと思っております。

○永井教職員課総括課長 今般の和解に際して、原告側が200万円を要求してきたことについて、訴状にその理由はつまびらかにされておりませんし、またこれまで裁判所における審理の中でもそれぞれが持っている事実関係の捉え方等についての認識の答弁等において打ち出してきたところですが、その中で特段200万円についての明確な根拠というもの、法廷の場における陳述等でははっきりとした言葉で示されているものはございませんでした。

○高橋孝眞委員 根拠がないということは、請求をするほうもおかしい気がするのです。それで和解だということのもまた変な気がするのですけれども、その和解等の事案云々の和解案が50万円については、どういう根拠から出てくるわけですか。50万円の金額がいいとか悪いとかではなくて、その根拠は裁判官が判断をして50万円になったのかについて話をしていると思うのです。その点について教えていただきたいと思っております。

○永井教職員課総括課長 今回裁判所から御提案いただいた55万円は、先ほど申し上げましたとおり慰謝料として50万円、それから弁護士費用として5万円、計55万円ということでありましたが、和解の場においては5万円ですとか50万円の積算根拠として、これの分について幾らというような明確な積み上げということではございませんでした。200万円という請求に対して、これまで法廷の場でその行為の妥当性でありますとか、お互いの確認できた事実関係等を述べていく中で、裁判官が当該金額が妥当ということでお示しになられたものと考えております。

○高橋孝眞委員 提訴が平成30年5月31日でありますけれども、その間何回協議をしながら裁判を行って和解に至ったのかについてお願いいたします。

○永井教職員課総括課長 5月31日に原告の訴状が裁判所に到達したということで、これを踏まえて第1回目の口頭弁論が7月19日に開催されまして、以降11月21日までの間に

第4回までの口頭弁論が行われたものでございます。11月21日の第4回口頭弁論の終了後に裁判所から和解をしたらどうかという勧告がございまして、先日の12月7日に和解協議でございましたから、4回の口頭弁論と、1回の和解の協議という流れでございます。

○高橋孝眞委員 4回の裁判をやっていて、内容等につきましてはどういう争い方をされたのか、相手方からどういうことが出て、こちらとしてはどういう反論をされたのかについて少し詳しく教えていただければと思います。

○永井教職員課総括課長 まず、裁判所で当方の主張をするに当たりましては、体罰及び傷害の事実を認めた上で、これは誠実に対応していくべきだという基本的な姿勢のもとに、これまでの事実関係の調査について、学校における調査に加えて、事案にかかわっていた全ての教員、それから生徒から県教育委員会が聞き取りした結果について事実関係の確認をさせていただきました。

訴状には、当該教諭が原告その他3人の生徒に対して、いきなり殴りかかったですとか、あるいは複数回殴ったというような記載もございまして、これは先ほど申し上げた県教育委員会としての聞き取りの内容ではいきなりとか、あるいは複数回という事実はございませんでしたので、県としてはそういう事実は確認できなかったということを事実関係として申し上げてきたというのがこれまでの主な口頭弁論での内容でございます。

○高橋孝眞委員 そうすると1回で鼓膜が破れるくらいの暴力を振るったと、こういうことになるわけですね。そういうことを認めてきたから、懲戒処分が行われてきたのだと。かなりかっとなつて、すぐ思いっきりぶん殴ったという格好になるわけですね。それこそ大きな問題のような気がするのですけれども、そういう内容で争って、最終的に裁判所が決めたというのであれば、やむを得ないのだろーと思えますけれども、相手が200万円の根拠を示さないで、こちらが50万円がいいという言い方は本来的にはないような気がします。相手が複数回いろんなことで、訴状として提起してきているわけですから、そちらは全然最終的には争わなかったということになるのでしょうか。

時系列としては、事件を起こしたのは平成29年10月27日で、処分をしたのは平成29年12月12日、今年5月31日に提訴があつて、12月7日に和解の話し合いをしたということになるのですけれども、傷害事件にはならなかったということなのですが、相手に対してこのくらい傷害を与えていながら傷害事件にはならなかったのはどういうことなのでしょう。相手方が穏便にという意味で告訴をしなかったということになるのでしょうか。

○永井教職員課総括課長 この体罰事案におきましては、県教育委員会として基本的に非違行為を行った教職員に対して、県教育委員会が持っている懲戒権をしっかりと行使することが任命権者としてやるべきことと考えております。

今回の事案につきましては、事案が発生して、やはり報告のとおりいきなり殴りかかるという状況を踏まえて、これは岩手県警察にもこのような事案があつたという相談といたしますか、情報提供をし、その対応の方法を、私から対応内容を申し上げるわけにはまいりませんけれども、このような事案が今起きているということは県警察に御報告はさせてい

ただいたということです。

○高橋孝眞委員 ということは、相手もそういうところまでは考えていなかったと理解してよろしいのですか。暴力を受けた生徒も、それから提訴した親たちもそこまでの考えはなかったと受けとめてよろしいのでしょうか。それとも県教育委員会として警察に相談してはどうですかという話はしなかったということなののでしょうか。

○永井教職員課総括課長 当該事案発生後、御家族、特に御両親とは誠意を持って対応するという観点で、学校長から謝罪や、当該教諭が自宅への訪問という形で、謝罪の意を表明しようと何度か御説明に、あるいはコンタクトをとった状況がございましたけれども、やはり御家族側、保護者には学校、県教育委員会等に対する不信感が強くございまして、委員御指摘のような具体的な話はずいぶんできず、今回の5月31日の提訴という流れになったと承知をしているものです。

○高橋孝眞委員 傷害事件ですので、相手方が告訴するとか、相手側に対してこうすべきと、最低限、県教育委員会としてすべきでなかったかということをお願いしたいわけですが、最低限はそこまでの話をしながら、告訴しなければしなくてもいいと思うのですが、本人たちの問題ですから。ただそこまで行かないで、ただ単に慰謝料だけ請求してきたというのも変な気がします。だったら、慰謝料だって要らなかっただろうし、裁判もかける必要なかったのではないかと若干思うわけですので、その辺はどうだったのでしょうか。

○永井教職員課総括課長 民事訴訟という形の提訴に至った保護者側と申しますか、原告側がどのように御判断なさって、今回このような経緯になったかということについては、私どものほうでは詳しくは存じていない状況でございます。

○高橋孝眞委員 家族に寄り添って対応したいとずっと言っているのです。家族に寄り添って対応するということは、そこまで話を進めるべき行為ではないかということをお私に言いたいのですけれども、それができなくて、きょうになって終わりましたということです。これは傷害事件でもあり、賠償請求もされているわけです。もしそうでなかったらもっと争えばよろしいわけです。教育委員会は事件が多いので、注意してもらい必要があるわけですが、そういうことではないという整理をしながら、相手に理解をしてもらい対応をしていかなければいけないのではないかと。ただ単に寄り添ってやります、寄り添ってやりますというだけではおかしいのではないかと。思うわけですが、所感がありません。

○今野教育次長兼教育企画室長 先ほど永井教職員課総括課長が申し上げたことに補足をいたしますが、このような事件が発生したことについては、警察に対しては教育委員会として情報提供させていただいたということをお願いしたところでございまして、御家族に対する謝罪もそうなのですが、刑事事件といった取り扱いとしてどうするかといったことも含めて、対応したいと考えていたところでございまして、御家族側の不信の念が非常に強くて、これ以上一切接触してほしくないという御意向もあったものですから、残念ながら結果的に状況を見守る形で、今回の提訴に至ってしまったということが事実でございま

す。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは当該教員のその後について詳しくお聞きしたいと思います。

当該教員に対しての処分があって、その後教員は事後研修を受けていらっしゃるが、継続中と思いますが、その中でアンガーマネジメントや生徒対応について学んでいるということでございましたけれども、そのアンガーマネジメント、それから生徒に対する対応について指導される方はどんな方がやられているのか教えてください。

○**梅津県立学校人事課長** 昨年の12月に処分を行い、2カ月間の停職終了後に、前任校から事後研修が始まっておりまして、基本的には管理職、校長、副校長が計画を立て、面談等を行いながら研修を行っております。面談や授業の観察、業務の観察、部活動の様子を観察、それから生徒と接するときの留意点などの研修で、アンガーマネジメントは県でやっているものの学校での伝達講習などを受けたりしながらやっているところがございます。

○**ハクセル美穂子委員** では、まず管理職の方が研修をしている、それからアンガーマネジメントの研修については、県教育委員会の総合教育センターで行っているのを受けて、1年間を過ごしていると。学校での生活とか、学校での指導の仕方については、管理職の方が随時計画を立ててというのでもいいと思うのですが、私はこの事件を起こした教員の方の、つかっとなって手を出してしまったという裏側には先生としてというよりは、その方自身が内面に持っているいろいろな御事情があって、そういった行為になってしまったのではないかと考えています。そういったところは幾ら管理職の先生だとしても改善していくことは非常に難しいのではないかと考えています。ほかにも事例がありますけれども、そういった方々は専門的な産業医や心理学のちゃんとした先生に、どうしてそういった行為に至ったのかということのカウンセリングして、きちんと治していくための道筋を研修としてやっていくべきではないかと考えているのですけれども、その点についてはどのようなお考えか教えてください。

○**梅津県立学校人事課長** 懲戒処分を受けた教職員に対する事後研修は、所属長による面談等を徹底しながら勤務状況であるとか生徒対応、生徒へのケアなどをやっているところがございます。その職員が抱えている課題や悩み事などをきめ細かく聞き取りながら、適切な指示、アドバイスを行っているところでありまして、これについては、我々も引き続き各所属長に指導していきたいと思っております。

加えて、今委員から御指摘のありました体罰等を起こした職員については、自分の特性であるとか、感情のコントロールに係る適切な認識を踏まえるということが最も重要だと考えられますので、管理職だけではなくて臨床心理士などによるカウンセリング、あるいはメンタルヘルス相談などを活用しながら、起こしてしまった事案に対する振り返りであるとか、今後の指導方法の改善を進めることができるよう必要な支援を図ってまいりたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** 確認ですが、先ほどおっしゃっていた臨床心理士のメンタルヘル

スは、今は行われていないということによろしいですか。

○永井教職員課総括課長 今お話があった体罰を起こした教員に対しての事後研修プログラムの中に臨床心理士などの専門スキルを持ったスタッフの方の面談を義務づけるというプログラム構成には現状ではなっておりません。これは県教育委員会あるいは共済事業も関係してまいりますけれども、さまざまな悩みですとか、自分への正しい認識を持つためのカウンセリングの機会などの事業は、県事業あるいは共済事業における基本政策として準備をしておりますし、また少し話はずれますが、全職員に対してストレスチェックを去年から始めておりますので、自分の今の心理状態がどうかということ、それに対してどう対処していけばいいかということに対して支援をする体制は基本施策の中にもありますので、事後研修をうまく組み合わせていける仕組みは十分構築可能であると考えています。

○ハクセル美穂子委員 今まで義務づけはなかったというお話がありましたけれども、起こしたしまった方へはしっかりとその後のケアもして、また教員として復職してもらおうというお考えであれば、しっかり義務づけていただきたいと思います。自分の内面にあるもののコントロールが難しいところは誰しもが持っているところだと思うのです。DVの事件でも、自分はやりたくなくてもそういう段階まで行ってしまうとどうしても出てしまうということもありますので、県教育委員会としてもそういったところはしっかりとサポートして、復職したとき二度とこういうことをやらない体制を構成するようしっかりと取り組んでいってほしいと思っています。これは、要望としてお話しして終わりたいと思います。

○斉藤信委員 事実経過を改めて確認をしたいと思います。この暴力、暴行事件がどう発生をして、その後どのように本人、保護者、そして部の方々に学校が対応してきたのか、県教育委員会が対応してきたのか、時系列で示してください。

○梅津県立学校人事課長 体罰発生の日時ですが、平成29年10月27日金曜日です。この日は、当該教諭は別な業務があり、部活動の指示を出して、練習がスタートしたわけですが、別業務が終わって部活動指導に行ったところ、行く前に指示していたことが終わっていなかったということから、注意をした後に、かっとなって体罰を行ってしまったというものです。

事案の発覚は、週が明けまして、月曜日にこの生徒が耳鼻科に通院しているのですけれども、通院を終えた後に保護者から副校長に連絡があって発覚したものです。それ以降は、県教育委員会で事情聴取をしまして12月12日の懲戒処分に至ったものでございます。

○斉藤信委員 私は、詳しくと言ったのです。母親から電話あったということまでしか全然対応されていないじゃないですか。

○永井教職員課総括課長 失礼いたしました。では、細かい内容になりますが、時系列で。

先ほど県立学校人事課長から御報告した、指示したことが終わっていなかったということは10月27日の午後3時50分ごろの話でございました。

その後、翌10月28日に被害生徒が耳鼻科を受診し、鼓膜が破れていると診断を受けて



おります。

そして、10月30日の月曜日の朝になりますが、その当該生徒の鼓膜が破れているということについて、母親から副校長宛てに電話がございました。

この電話を受けて、午前8時少し前ですが、校長が当該教諭から事情聴取をし、当該教諭が確かにありましたという事実を認めたものであります。

10月30日については、その後校長が当該教諭と被害生徒に謝罪し、また、母親に謝罪、部活動の後援者への訪問説明を1日しております。

翌日10月31日、それから11月1日についても校長と当該教諭による関係者への謝罪及び部員、生徒全員に対する概況説明と謝罪。

それから、翌日11月2日には保護者会を開催し、説明をしたということでございます。

それから、11月6日以降については、先ほど申し上げたように、たび重なる保護者への謝罪と、それから県教育委員会による事情聴取などを行っておりまして、11月7日と9日に県教育委員会で当該教諭等からの事情聴取を行ったという状況でございます。

**○斉藤信委員** 私はこの事件の発覚後に弁護士から電話をいただきました。こういう事件があったのだけれども、県教育委員会は何も対応していないのではないのかという訴えがありまして、その事件について聞いた経過があります。

それで、被害者はすぐに弁護士に相談をして、対応を協議する状況だったということです。

この民事訴訟の訴えはことし5月31日です。処分は、去年の12月12日に停職2カ月の懲戒処分。処分とすれば、かなり重い処分だったと思うけれども、処分が科せられた後、この損害賠償請求の訴えがされたというところに本人と父母の強い怒り、納得できない問題があったのだと思います。

訴えの不法行為の主な内容を示してください。そして、その訴えの内容について、裁判のやりとりの中では争うことがあったのか、全面的にそれを認めたのか、そこを示してください。

**○永井教職員課総括課長** 10月31日に提起されて、訴状中には不法行為があったということが記載をされております。

10月27日の夕方に当該教諭が部室にあらわれて、3人にいきなり殴りかかったとか、さらには数回殴る、それが耳に当たって頬が腫れ上がって難聴になったと、それから威嚇するような行為があったということ、その当日に耳から血が流れているということを自宅に帰ったときに両親が指摘をし、当該生徒は精神的な苦痛から、円形脱毛症になったという内容で、これら一連の行為を傷害行為、不法行為の訴状にということでございます。

**○城内よしひこ委員長** 斉藤信委員の質疑の後半の部分は。

**○永井教職員課総括課長** 失礼いたしました。先ほど裁判の場では、体罰と傷害の事実は認めて対応してまいったところでございます。

県教育委員会の調べでは、先ほど訴状に書いてある複数回という言い方がありましたけ

れども、1回だけだったと捉えておりましたし、たたいた後に威嚇する発言を行ったということについては認めております。それから、あとは鼓膜が破れたという傷害を負ったことは認めておりますが、いきなり複数回殴ったということ、頬が腫れ上がった、円形脱毛症等になったということについては、県として、承知をしていない情報ということで主張をいたしたところでございます。

○**斉藤信委員** 訴えではこうなっています。相撲部ですけれども、部室で1年生の3人が稽古のために、午後5時ごろからウォーミングアップをしていた。午後5時半ごろ、顧問が部室にあらわれて、3人にいきなり殴りかかった。原告は頬を数回殴られたが、そのうちの1発が左耳に当たった。頬が腫れ上がり、鼓膜が破れ、難聴になった。顧問は殴打している際、3人に向かって、もう一回やったらぶち殺すぞと、こう言っていることは覚えているという訴えです。

左頬を平手で1回ずつたたいたという事故報告書も見ましたし、処分の文書も見ました。訴えと少し違うのです。経過も違うのです。ウォーミングアップをしていたところにいきなり来て、数回殴られたと。何でこれ事実関係が違うのでしょうか。県教育委員会は承知していないと言っていますが、このことについて本人は否定したのですか。言い分が少し違うのではないのですか。事実が極めて重要です、不法行為の認定というのは。最終的には和解だけれども、私は基本的に事実認めたのではないかと思うのだけれども、違うのですか。本人は、最後まで1回だったと言っているのですか。

○**梅津県立学校人事課長** 本人は我々の聞き取りに対して、左頬を1回ずつたたいたと言っております。それから、別な業務から戻ってきたときに指示したことをやっていないことに対して、注意をした後に左頬を1回ずつたたいたということで、いきなりということと、複数回殴ったということは、本人は違うと言っています。生徒にも同様の確認をして、同様の回答を得ております。

○**斉藤信委員** これは訴えられて、公判の中でそういう主張をしたのですか。

○**永井教職員課総括課長** 県教育委員会による聞き取りの結果を裁判の場で報告してきたところであります。

○**斉藤信委員** もっと正確に言ってほしいのだけれども、この顧問は公判の中でみずから証言していないのですか。

私がこだわるのは、県立盛岡第一高等学校での事件のときに、学校の調査では暴言、その他一切否定していたのです。それが裁判では、認めてきたのです。あれは昨年11月の裁判で暴力行為が不法行為に当たると認定されたのです。そういうことであっては問題だと訴えられているわけだから。本当はこの事実というのはかなり吟味して審査するための和解だと思いますけれども、いかがですか。

○**永井教職員課総括課長** 県教育委員会の主張として、左頬を1回ずつたたいたということ、それから体罰に至る経過もいきなりではなくて、指示していたことがうまくできていなかったということについては、当該訴状に対しての県からの答弁書にも記載しておりま

すし、また証人尋問がございまして、本人も出廷し、そのような証言をしたということでございます。

○**斉藤信委員** これは、顧問本人が証言したということではないです。あなた方の調べたことをやったと。本人が出て否定したのですか、何回も聞かせないでください。

○**永井教職員課総括課長** 本人の尋問は第4回の口頭弁論でございまして、当該教諭本人から、先ほど申し上げたような内容についての証言をいたしました。

○**斉藤信委員** それは、公判の中でどうなりましたか、原告は納得しましたか。ずれたままですか。

○**永井教職員課総括課長** 当該口頭弁論の際には、県側の主張に対しての原告側からの特段の発言はなかったということでございます。

○**斉藤信委員** 恐らく和解というのはそれなりに事実認定を一致させた上で、賠償は、あとはもう額だけですから、そういう形で和解になると思うのだけれども、原告の訴えと顧問の本人の証言が大事なところでずれているというのは、私は不可解でならない。

あわせて、これは顧問も認めている、おまえら、もう一回やったらぶち殺すぞという驚くべき発言です。この事件は、民事の損害賠償請求になりましたけれども、刑事裁判にもなり得た事件です。そして、学校、県教育委員会、本人の対応にやっぱり説得性がなかったから、訴えられたのだと思います。

ここの訴えの中には処分を受けるまで原告は登校してこの生徒に対しても授業していたとあります。私は、ここについても何の配慮もなかったのかと思いますが、調査中ということではきちんとした対応が必要だったのではないですか。

○**梅津県立学校人事課長** 発生直後は授業をしていたことがありますけれども、その後授業から外して、当該生徒と接触しないよう謹慎という形で、顧問からも外しております。

○**斉藤信委員** それで、私は部活動の顧問の場合、こういう事件を起こせば1年間引率、部活動顧問はできないというルールがあるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○**永井教職員課総括課長** 運動部活動において、当該体罰等を行った教員については、岩手県高等学校体育連盟等のルールもありまして、部活動から外すということです。運動部活動については、高等学校体育連盟等のルール、県教育委員会としてもそうですけれども、連名で、当該体罰を行った教諭は高等学校体育連盟の役職から外す、主催大会に出場させない、それから指導者として取り消し、部活動から外しております。

○**斉藤信委員** 正確に教えてください。

○**荒木田保健体育課総括課長** 平成29年12月11日の通知をもちまして、保健体育課総括課長、高等学校体育連盟の会長名で各県立学校長に、部活動における体罰の根絶に向けた取組という通知を出しているところでございます。その中で、体罰事案が発生した場合には当該教職員を少なくとも3カ月間は担当する部活動の顧問から外すことということ、本県で特別強化指定校というのがございまして、体罰を行った教職員が、もしその指導者に

なっている場合には認定を取り消すということ、体罰を行った教職員は1年間高等学校体育連盟の大会の出場を禁止、同じくその1年間は高等学校体育連盟の役職についていれば役を外すという通知を行っているところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、3カ月間顧問から外すというのは甘い感じがしますが、強化指定校の指導から外し、そして1年間は高等学校体育連盟等の引率その他はできなくなる。1年間は顧問としての指導はできないということですね。

先ほど1年間事後研修を受けているからというのではなくて、こういう事件を起こしたら顧問から外すと。ただ、先ほど高橋委員も取り上げたけれども、運動部の部活動でなければいいのかということは、私はおかしいと思います。運動部の部活動でなければいいということは少し安易なのではないかと、運動部の部活動をやっているから体罰をやるのではなくて、ほかの部活動だって、それはあり得る話なので、私はそこら辺の対応が甘いのではないかと思います。特に先ほどの暴言なんていうのは本当に絶対言ってはならない、これだけで処分物です。とても初犯と思えないような事件です。

それで、結論的に言えば55万円の損害賠償、私はやむを得ないと思うけれども、県内の学校の中でこういう事件が少なくないのではないかと思います。体罰、暴言等によって、処分の対象になったケースというのは、この5年間で見ればどうですか。

○**永井教職員課総括課長** 体罰事案を起こした教員に対する処分等の件数でございます。

今手元でございますのは平成27年度から平成30年度現在までの数字でございますので、御容赦いただきたいと思いますが、平成27年度については、体罰として懲戒処分を受けた事案としては3件、平成28年度は6件、平成29年度は2件、それから平成30年度については、昨日時点で2件の件数でございます。

○**斉藤信委員** 4年間で13件ですね。これだけ重大な事件が起きているのに全然根絶されていない。そして、その延長線上というか、同時期と言ってもいいのですけれども、県央部でのバレーボール部の事案が発生した。本当に極めて重要なことだと思います。

部活動、そして学校教育の場から体罰はもとより暴言を含めた一切の暴力行為を根絶することは、本気になって、今徹底しないと、体質が変わらないのではないかと思います。県教育委員会はどう考えていますか。

○**永井教職員課総括課長** 体罰を含めた不祥事根絶の現状の取り組み、今後の方向性でございます。委員御指摘のとおり、体罰といったものは学校現場ではあってはならないものでございますので、これを根絶することについて今後取り組んでまいりたいと思っております。これまでの取り組みといたしましては、先ほど来話が出ておりますが、懲戒処分を受けた者に対しての事後研修の実施、それからあるいはコンプライアンスに関する各種の取り組みがございます。月別のコンプライアンスの取り組みですとか、あるいは全所属長によるコンプライアンス宣言の実施などに取り組んでまいっておりますし、またそういうコンプライアンス意識の確認ということはまず各職員と、管理職が年数回面談をする機会がございますので、そういった機会も十分に使いながら、意識の徹底に努めてまいったと

ころでございます。

また、新たな取り組みとしては県立学校等における講師等を対象としたコンプライアンス研修なども新たに実施をしているところでございます。これまでもこういった取り組みを進めてはおりましたが、取り組みで欠けているものもあって、十分であるとは考えておりません。一人一人の心に浸透させるような観点の取り組みについて、今やっている取り組みを愚直に反復するのはもちろんですが、引き続き新しく何か効果的な取り組みはないかということについてもしっかりと考えてまいりたいものでございます。

○**齊藤信委員** 心に響くものがありませんでした。これでは今年も来年も事件は発生しますよ、今までの延長線上だったら。

私は、この学校教育、部活動というのは児童生徒が主体、主役なのだと考えます。児童生徒が主体、主役だとしたら、児童生徒が中心になって行われるべきであり、これは授業もそうです。それを管理者の立場、強制的な立場からやるから、人権を侵害したり、暴言を吐いたり、体罰にいくのです。私は、ここに一番根本の考え方の間違いがあると思います。子供の人権を最大限尊重する、その自発性、これを最大限生かすような、部活動や学校の教育などにならなければならないと思うのです。

教育長のアピールを出すとか、何度も議会で取り上げていますが、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟などが連名でスポーツ界から一切の暴力行為を根絶する宣言をもう5年前に出しているのですけれども、これを徹底すると、そこには何が暴力行為かと書いているのです。コンプライアンスといったって、何を守るべきかもわからなかったら守れないのです。暴言が暴力行為に当たるのか、そこまで徹底しているのか、あの文書は大変説得力ある文書です。だから、今までの延長線上ではない取り組みをしていただきたい。

新聞報道を見ますと、県央部の高校の問題で、日本バレーボール協会の専務理事が遺族宅を訪問して、そして懇談もし、謝罪もしたという報道がありました。

日本バレーボール協会も暴力行為の根絶に新たな決意で取り組むということまで表明したそうです。日本バレーボール協会を含めて、スポーツ庁長官もお会いしましたが、そういう形で真剣に取り組もうとしているわけです。真相の究明は、第三者委員会はいいのだけれども、暴力行為の根絶は第三者委員会任せではないのだから。

今度の事件も含めて、私は教育長を先頭に本気になって全ての教員、学校に、生徒にも徹底するべきだと思いますが、最後に教育長に聞いて終わります。

○**高橋教育長** ただいま齊藤委員から御指摘いただいた内容につきましては、十分重く受けとめなければならないと考えております。

部活動はまさに教育の一環でございまして、その活動の中において、人権を侵害するような体罰、暴言等の行為というものは、これは厳に慎み、なくしていかなければならないと強く思っているところでございます。

質疑の中でもございましたが、これまでの体罰事案、特に平成28年度は体罰事案が6件

ということで、懲戒処分としては、停職処分も含めて重い処分をかなりの件数行ったときでございました。そのとき県議会から強い御指摘をいただきまして、新たな取り組みとして、事後指導でありますとか、私の給料の一部の返納ということもございます。それから、所属長のコンプライアンス宣言ということも新たに私の思いとして、いや、教育長として、岩手県の教育界にそういう思いを発したところでもあります。

ただ、なおその後も体罰事案が発生しているという状況を踏まえまして、先ほど保健体育課総括課長から申しあげましたように、具体的なペナルティーも含めた徹底をしたところでございます。

そういう中で、この事案が起きたということにつきましては、これは大変申しわけなく、そしてまた遺憾なことでもございまして、できる限りの努力をしていきたいと、具体的な取り組みにつきましては、本日の御意見等も十分踏まえさせていただきまして、適切な対応を図っていきたいと考えております。

○小西和子委員 本当に残念な事案だと思います、私も教員をしておりました。私は、我が子にしてほしくないことは人様の子供にはやらないという思いで教員を務めてきたつもりであります。

私が気になることは、この体罰事案等の当該職員たちはどのような勤務状況であったのか、それからこの方も相撲を学生時代からやってきたのか、高等学校体育連盟での指導者としてのポジション、それから平舘高等学校の相撲部の活躍ぶりなどが気になるので、まずそのことをお聞きしたいと思います。

○梅津県立学校人事課長 当該教諭は、当該運動部の指導者としては長年実績等もある者ですけれども、他の業務、学年の業務、校務分掌の業務にもしっかりと真摯に熱心に取り組んでいたと伺っております。

それから、当該部は県、東北、全国で強豪として実績を残している運動部でございます。

○小西和子委員 過重労働ではなかったのでしょうか。そこが気になるところで、やはり県で優勝するのが当たり前、東北でも当たり前、全国でも上位に入るのは当たり前というような、そういう中でかなりのプレッシャーの中での指導ではなかったのかと私は受け取りました。恐らくこの教員も生徒のときに同じように、もしくはそれ以上にきつい指導をされてきたのではないかと思うのです。

私も陸上をやっていたときに、夏合宿で同じグラウンドで練習していた、県で優勝していた高校の生徒が倒れた。何をしたかというバケツで水を持ってきて、その顧問はかけたのです。強豪校というのはかなりきつく指導するのです。非常にそれは問題だと思います。

やはり体罰、暴言、これを断ち切るために、斉藤信委員も言いましたけれども、まず職員のようなプレッシャーというものを幾らかでもほぐすような、ハクセル委員もおっしゃったように、カウンセリング等も必要だと思うのです。希望郷いわて国体のときは、本当に大変だったと思いますが、国体が終わってもやはりプレッシャーを受けながらの指導

なのではないかと思えます。まずそこまでお願いします。

○梅津県立学校人事課長 当該運動部の指導以外にも学年の業務、校務分掌の業務なども学校の中では年齢的なこともあって、中心的に熱心に取り組んでいたと聞いております。

その中で、若干仕事を立て込んでいて忙しかった部分もあるようではございますけれども、そのことをもってして体罰が許されるものではございませんし、そのことだけが体罰の原因ということでもございません。本人の感情のコントロールの仕方がうまくできなかった点、本人の問題ですので、そのことが体罰の一番の問題でございます。

事後研修においては管理職、校長、副校長から人権に対する考え方、生徒に対する接し方を面談を通じての指導のほかに、観察をしながら直接的に指導を行っております。それに加えて、教員自身の心のありよう、認識の持ち方などもありますので、臨床心理士等によるカウンセリングであるとかメンタルヘルス相談などというのも活用しながら、自分自身の指導方法の改善というのを考えさせていきたいと考えております。

○小西和子委員 やはり運動部の顧問、そしてまた全国大会等に選手を送らなければならないというようなプレッシャーを抱えている顧問の気持ちというのは大変なものだと思います。ですから、起こってから事後指導というのではなく、起こる前に、その前に気持ちをほぐすようなことをこれからはやっていかなければならないと思えますし、やっぱり過重労働になります。そういうところに配慮していくべきだと思いますし、不登校傾向は、これは中学生のことで10人に1人です。中学校も表に出てきませんが、強豪校はかなりきつい指導をしているのではないかと私は思ったりもするのですけれども、不登校傾向は10人に1人と、学校が楽しくないわけです。

私はいつも言っているのですけれども、子供の人権を尊重するために、県教育委員会が中心になって、子供の権利条例等をつくるべきだと思うのです。何でもかんでもプレッシャーをかけて、勉強でも、部活でも、それで成績を上げようなんてことをしていると、このように何か飛び出してしまうのです。問題が起きてしまうということを私はこの案件を見て、そう思いました。教育長に御所見を伺いたいと思えます。

○高橋教育長 今さまざまな御提言、御指摘を頂戴いたしました。部活動でございますけれども、これは生徒の自主的、自発的な活動で、その中で一生懸命やりたいという子供たちに対しては、積極的にサポートしていくという姿勢で行われていく環境というのが極めて大事だと思っております。

岩手県を代表する強豪校でありますとか、ましてや東北、全国で活躍するというチームになりますと、練習には相当な生徒たちの努力、それから負担というものは大きいと思えます。また、さまざまなことに挑戦して、それを乗り越えてこそ力がついていくと、これはスポーツだけに限らず、学力もそうでしょうし、それから道徳観もそうだと思っております。その指導に当たる教員はまさにそれをサポートしていくという基本的な姿勢というものを身につけて、そして子供たちに寄り添った教育をしっかりとやっていく。その環境をつくっていくためにこの6月に部活動に対する基本的な方針でありますとか、働き方改

革プランを、過重労働になっている教職員がいるからこそ全国的にも先駆けて県教育委員会として策定したところでございます。これはただいまいただいた御意見を我々は十分意識しつつ、また学校の教職員の共感を得られるようにできる限り努力をしていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。

お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。